

第 7 回

越 谷 市 教 育 委 員 会 議 事 録

令和 7 年 5 月 2 2 日

定 例 会

令和7年第7回越谷市教育委員会議事録

招集年月日 令和7年5月22日
 招集の場所 越谷市役所第二庁舎3階 教育委員会室
 開閉会日時 開会5月22日 午前10時00分
 閉会5月22日 午前11時14分

出席委員

教 育 長	野 口 久 男	教 育 長 職務代理者	渡 辺 律 子
委 員	山 口 文 平	委 員	足 立 夢 実
委 員	上 原 美 子		
欠席委員	な し		

説明のため会議に出席した者の職氏名

教育総務部長	小 泉 隆 行	学校教育部 副参事兼 学務課長兼 小中一貫校 整備室長	菊 池 邦 隆
教育総務部 副参事兼 教育総務課長	會 田 修	学校教育部 副参事兼 給食課長	小 澤 正 和
教育総務部 副参事兼 生涯学習課長	川 澄 大 治	教育センター 所 長	田 嶋 栄 蔵
スポーツ振興 課 長	坂 卷 孝 二	学校管理課 調 整 幹	杉 田 直 也
図書館長	濱 田 尊 則	指導課調整幹	二 瓶 剛
生涯学習課 調 整 幹 兼 科学技術体験 センター所長	小 拔 麻衣子	給 食 課 調 整 幹 兼 第一学校給食 センター所長	砂 原 邦 彦
越 ケ 谷 公 民 館 長	山 納 朋 美	教育センター 調 整 幹	浜 崎 重 靖

職務のため会議に出席した者の職氏名

教育総務課 調 整 幹	鈴 木 理 香
----------------	---------

	議 事	て ん 末
議 事 状	教育長報告	
	・教育長専決第11号について	
	・教育長専決第12号について	
	・教育長専決第13号について	
	・教育長専決第14号について	
	・教育長専決第15号について	
	・教育長専決第16号について	
	・教育長専決第17号について	
	・教育長専決第18号について	
	・教育長専決第19号について	
	・教育長専決第20号について	
	・教育長専決第21号について	
	・教育長専決第22号について	
	・教育長専決第23号について	
	議 案	
状	・第28号議案 越谷市教育委員会事務局職員の分限処分について	原案可決 (秘密会)
	・第29号議案 越谷市学校運営協議会委員の任命について	原案可決
	・第30号議案 越谷市いじめ問題対策連絡協議会委員の委嘱又は任命について	原案可決
	・第31号議案 越谷市いじめ防止対策委員会委員の委嘱について	原案可決
況	協議事項	
	・令和7年度越谷市教育功労者等表彰式の日程等について	
	・越谷市いじめ防止対策委員会への諮問について	(秘密会)
	その他	
	・越谷市いじめ防止対策委員会への諮問について	(秘密会)

◎開会の宣告

野口教育長 それでは、これより 5 月の定例教育委員会会議を開会いたします。

本定例会に関し、現在のところ、傍聴許可願の提出はございませんが、越谷市教育委員会傍聴人規則第 1 条第 2 項の規定により、開会後に許可願が提出された場合、傍聴を許可したいと存じます。

はじめに、本日の議事の進行について、第 28 号議案、協議事項 2 並びにその他報告事項 1 については人事案件及び個人情報が含まれる内容であることから秘密会とし、他の議案等の後に審議したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と答える者あり〕

野口教育長 それでは、ご異議ないようですので、そのように進めさせていただきます。

(午前 10 時 00 分)

◎教育長報告 「教育長専決第 11 号について」

教育長報告 「教育長専決第 12 号について」

教育長報告 「教育長専決第 13 号について」

野口教育長 それでは、教育長報告「教育長専決第 11 号から第 13 号」につきましては関連がございますので、一括して学校管理課調整幹から説明いたします。

学校管理課調整幹。

杉田学校管理課調整幹 それでは、教育長専決についてご報告いたします。

恐れ入りますが、会議要項の 1 ページ及び 2 ページをご覧ください。去る 4 月 24 日の定例教育委員会会議以降、本日までの間に教育長が専決処理いたしました 13 件の専決事項について、ご報告させていただきます。

こちらにつきましては、教育委員会の議決事項でございますが、緊急に処理する必要があり、かつ教育委員会会議を招集するいとまがなかったことから、越谷市教育委員会教育長に対する事務委任規則第 2 条第 2 項の規定に基づき、教育長が専決処理を行ったものでございます。

なお、専決処理を行った事項につきましては、同規則第 2 条第 3 項の規定に基づきまして、本定例会にてご報告をさせていただくものでございます。

恐れ入りますが、会議要項の 3 ページをご覧ください。教育長が専決処理いたしました 13 件のうち、専決 11 号から 13 号までの 3 件について、関連がありますので一括してご報告いたします。

このページから 10 ページまでの専決第 11 号及び 19 ページから 26 ページまでの専決第 13 号につきましては、令和 7 年 6 月定例市議会に提案いたします越谷市立小学校校舎における外壁改修工事請負契約の締結についての原案決定についてでございます。11 ページから 18 ページまでの専決第

12号につきましては、越谷市立中学校校舎における外壁改修工事請負契約の締結についての原案決定についてでございます。

対象となる学校につきましては、小学校は千間台小学校及び平方小学校の2校、中学校は平方中学校の1校となります。

今回の報告では関連のある3件の報告のうち、主に3ページからの専決第11号を説明させていただきます。

越谷市立千間台小学校校舎外壁改修工事請負契約の締結についての原案決定について、別紙のとおり専決処理する。

令和7年5月15日、越谷市教育委員会教育長。

次に、会議要項の5ページをお開きください。こちらは、令和7年6月定例市議会に、越谷市長が提出する越谷市立千間台小学校校舎外壁改修工事請負契約の締結についての議案の原案でございます。

提案理由でございますが、越谷市立千間台小学校校舎外壁改修工事の請負契約を締結するにあたり、予定価格が議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条に規定する額以上となるため提案するものでございます。

内容といたしましては、契約の目的、越谷市立千間台小学校校舎外壁改修工事。契約の方法、総合評価一般競争入札による契約。契約金額2億5,410万円。履行期限、令和9年2月26日。契約の相手方、株式会社豊田工務店、代表取締役、豊田高行でございます。

本件につきましては、令和7年4月定例教育委員会会議においてご協議いただいた事項であり、内容といたしましては、越谷市千間台小学校の校舎外壁に剥落があり、児童への事故を防ぐ必要があることから、耐震工事を実施するものです。

次に、会議要項の6ページをお開きください。改修工事の規模といたしました外壁及び軒裏、合わせて5,241㎡でございます。

また、参考といたしまして、7ページに入札状況、8ページに校舎配置図、9ページ及び10ページに校舎平面図を掲載しておりますので、ご参照いただければと存じます。

ほか2議案につきましても、専決第11号と同様に、それぞれ対象となる学校と契約の相手方ごとに、契約の目的、契約方法、契約金額、履行期限、契約の相手方や図面等を掲載しております。

なお、契約の相手方につきましては、平方中学校は有限会社大熊建設、平方小学校は株式会社山下工務店でございます。

専決第11号から13号についての報告は以上でございます。

野口教育長 ただいまの説明に対して、ご質問またはご意見等はございますか。

山口委員。

山口委員 外壁改修工事というのは、確かに崩落して事故を防ぐとか、あとは外壁改修することに

よって長寿命化というのも期待できることだと思いますし、必要なことだということは理解するのですけども、どうしても価格が2億から2億5,000万、かなり高いお金だと思います。

今、改修工事を必要としている建物というのは、築何年ぐらいたっているものが多いのでしょうか。

野口教育長 学校管理課調整幹。

杉田学校管理課調整幹 今回の3校についての状況ですが、築年数は、千間台小学校が昭和56年に建築されておりまして築44年、平方中学校は昭和53年に建築されておりまして築47年、平方小学校は昭和50年に建築、築50年となっております。

去年の西方小、北越谷小も外壁改修工事を行っておりまして、同様の築40年から50年の間の建物でございます。その間に、大きな改修というのは初めてですが、日々のメンテナンスとして修繕はその都度必要となったときに実施しております。長寿命化は20年、40年、60年というサイクルがあるのですが、今回は40から50年の建物で本格的な改修を図っております。

野口教育長 山口委員。

山口委員 その外壁改修工事の大事な目的として、やはり長寿命化というのもあると思うのですが、この工事をすることによって、あとどれぐらい外壁に関しては大丈夫だ、というような大体のめどみたいなものはあるのでしょうか。

野口教育長 学校管理課調整幹。

杉田学校管理課調整幹 おおむね1回塗装して10年を目安に見ていこうと思っています。10年で劣化するということは少し考えにくいと思います。ただ、これだけ巨大な建物ですので、どこかで雨漏りがするとか、どこかでひび割れたということは今後あるかもしれないので、常にメンテナンスという面では、発生したらその都度対応していかなければいけないと思っております。

野口教育長 山口委員。

山口委員 基本的には、市内にある小中学校は現在ある校舎を基本的にはずっと使い続けるということ考えた上で、大事に使う、長寿命化しつつ大切に使うという考えの下で、こういう計画を立てていらっしゃるということでよろしいでしょうか。

野口教育長 学校管理課調整幹。

杉田学校管理課調整幹 おっしゃるとおりでして、今生徒は少し減少傾向ということではあるのですが、空き教室が現在特別支援教室といった教室に使ってしまして、学校自体の教室数というのは変わっていないのです。今後、学校がずっと使っていくという考えでございますので、こういった長寿命化に関しては、今後は計画をもって実施していく必要があると思っています。

野口教育長 他によろしいでしょうか。

渡辺委員。

渡辺教育長職務代理者 令和3年度の越谷市の学校施設長寿命化計画にのっとった工事ということ

でよろしいのでしょうか、また、計画を見てみたのですけれども、何年にどこの学校をやるというのは分からなかったのですけれども、大体例年3校ぐらいでこういう外壁の改修工事というものが行われるのでしょうか。

野口教育長 学校管理課調整幹。

杉田学校管理課調整幹 こちらの計画とは少し違いまして、学校施設長寿命化計画は全体的に外壁だけでなく施設の不具合とか全部盛り込んでやるという計画なのですが、剥落等が起きまして危険があるということで改修していくものでございます。

今後こういった工事は進めていく必要がありますが、来年度もまた同じ規模の工事を実施できるかというのはまだ分からないのですけれども、次にやりたい学校施設というのは候補としてございますので、そちらを工事できるように努めていきたいと思います。

野口教育長 渡辺委員。

渡辺教育長職務代理者 ということは、この3校は外壁の剥落があったので、今年度外壁の補修工事を行うという認識でよろしいでしょうか。

学校施設長寿命化計画表を見ますと築年数の古い危ない学校施設があるようですけれども、予算の兼ね合いもあると思うのですけれども、どのような計画で工事を行っていくのでしょうか。

野口教育長 学校管理課調整幹。

杉田学校管理課調整幹 長寿命化計画にのっとって行うべきですが、現在、長寿命化が少しくまく進行している状況ではございません。今計画しているのは、南中学校の長寿命化を計画して予算化し、今年、来年にかけて設計業務委託、その後工事を開始したいと考えております。現在、長寿命化という名前で工事するのは南中学校1校のみとしております。

では、ほかの学校はということですが、そういった長寿命化等外壁工事等を進めていくのですが、その都度発生したときに修繕、その部分補修という形で対応していければと思っています。

野口教育長 渡辺委員。

渡辺教育長職務代理者 これは意見ですが、せっかく学校施設長寿命化計画があるのでからこれにのっとって年に1校、来年度は南中があがっていますが、緊急を要する学校も改修も行っていく、というような計画を立てた方がいいと思いました。

野口教育長 長寿命化と外壁工事の兼ね合いについては、担当でかなり頭を悩ませているところと、そして予算との兼ね合いもあるので、なかなかこちらの思うように進まない部分もあるなと思っています。

ほかの方いかがですか。

〔発言する者なし〕

野口教育長 では、他になければ、以上を踏まえて進めてください。

◎教育長報告 「教育長専決第14号について」

教育長報告 「教育長専決第15号について」

教育長報告 「教育長専決第16号について」

教育長報告 「教育長専決第17号について」

教育長報告 「教育長専決第18号について」

教育長報告 「教育長専決第19号について」

教育長報告 「教育長専決第20号について」

教育長報告 「教育長専決第21号について」

野口教育長 続きまして、教育長報告「教育長専決第14号から第21号」につきましては、関連がございますので、一括して学校管理課調整幹から説明いたします。

学校管理課調整幹。

杉田学校管理課調整幹 それでは、恐れ入りますが、会議要項の27ページをご覧ください。

教育長が専決処理いたしました、専決第14号から第21号までの8件について、関連がありますので、一括してご報告いたします。

このページの専決第14号から45ページまでの専決第17号につきましては、令和7年6月定例市議会に提案いたします越谷市立中学校における屋内運動場等の空調設備設置工事請負契約の締結についての原案決定について、51ページの専決第18号から69ページの専決第21号につきましては、越谷市立小学校における屋内運動場の空調設備設置工事請負契約の締結についての原案決定についてでございます。

対象となる学校につきましては、中学校は北中学校外6校、小学校は大袋小学校外9校となります。

今回の報告では、関連のある8件の報告のうち、主に27ページの専決第14号を説明させていただきます。

越谷市立中学校屋内運動場等空調設備設置工事（北中学校外1校）請負契約の締結についての原案決定について、別紙のとおり専決処分する。

令和7年5月15日、越谷市教育委員会教育長。

次に、会議要項の29ページをお開きください。こちらは、令和7年6月定例市議会に越谷市長が提出する越谷市立中学校屋内運動場等空調設備設置工事（北中学校外1校）請負契約の締結についての議案の原案でございます。

提案理由でございますが、越谷市立中学校屋内運動場等空調設備設置工事（北中学校外1校）の請負契約を締結するにあたり、予定価格が議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条によって規定する額以上となるため、提案するものでございます。

内容といたしましては、契約の目的、越谷市立中学校屋内運動場等空調設備設置工事（北中学

校外1校)。契約の方法、一般競争入札による契約。契約金額3億8,610万円。履行期限、令和8年3月25日。契約の相手方、株式会社ナカノヤ、代表取締役、小林孝裕でございます。

本件につきましては、令和7年4月定例教育委員会会議においてご協議いただいた事項であり、内容といたしましては、各小中学校の屋内運動場等で行う学校行事、災害時に避難所として開設された際の暑さ対策等を目的として空調設備を設置するものでございます。なお、中学校につきましては、屋内運動場のほか、部活動で使用する柔剣道場等についても含まれております。

次に、会議要項の30ページをお開きください。工事の概要につきましては、冷暖房設備、災害用照明設備、災害用コンセントで、工事対象施設につきましては、資料掲載の学校になります。

また、参考といたしまして、31ページ、入札状況を掲載しておりますので、ご参照いただければと存じます。

ほか7議案につきましても、専決第14号と同様に、それぞれ対象となる学校と契約の相手方ごとに契約の目的、契約の方法、契約金額、履行期限、契約の相手方を記載してございます。

なお、契約の相手方につきましては、株式会社ナカノヤのほか、株式会社新興設備、株式会社桶新設備、株式会社協和設備でございます。

教育長専決第14号から第21号についての報告は以上でございます。

野口教育長 ただいまの説明に対して、ご質問またはご意見等はございますか。

山口委員。

山口委員 屋内運動場等の空調設備に関しては、災害時も使うことを想定しての工事だと思います。

例えば避難所となった場合は、1日中空調設備を使用し続ける必要があることも想定されます。

耐久性として、小学校の授業だけだったら昼間だけだと思うのですけれども、そういった耐久性に関しては1日中つけていても特に問題ない、そういう耐久性みたいなものは確認されているのでしょうか。

野口教育長 学校管理課調整幹。

杉田学校管理課調整幹 連続運転は可能ということを聞いております。ただ、自家用のエアコンではなく業務用ということで、耐久力がある、災害に強いということと大きさから選んでおりますので、まずは問題ないかと思っております。

野口教育長 山口委員。

山口委員 分かりました。災害時は空調だけではなくていろいろな、例えば避難所になった場合に必要な設備とかというのはあると思うのですけれども、この空調以外でも災害時避難所になった場合に備えての何か設備みたいなものというのは各体育館、屋内運動場にはあるのでしょうか。

野口教育長 学校管理課調整幹。

杉田学校管理課調整幹 今回の工事につきましては、冷暖房機能のエアコン、非常時も点灯するLED照明、非常電源のコンセントの設備があります。最大の特徴は、LPガスの自立運転型エアコン

で、たとえば越谷市のライフライン、ガス、電気の供給が止まっても、学校だけで自立発電が可能なLPガスのタンクを入れております。最初に動かすときだけ電気が必要なのですが、バッテリー内蔵ですので、あとはガスを熱源として動きます。その動力で照明、コンセントも賄えますので、避難所の機能は考慮していると考えております。

野口教育長 他に何か避難所に置いてあるものとかはなかったですか。

学校管理課調整幹。

杉田学校管理課調整幹 備蓄の品になるのですが、水と食料等を各学校に避難所用として置いています。危機管理課で配布しており、定期的な入替えも行っているものです。

野口教育長 その他はいかがですか。

上原委員。

上原委員 学校の屋内運動場等の空調設備に関しましては、子どもたちの命を守るという学校生活の中で、熱中症予防というところで大変ありがたい取組と思っております。その中で柔剣道場についても空調設備を進めていただけるということでございますが、部活動を含めて、学校生活の中で空調設備、冷房を使う場合、越谷市教育委員会としての基準がありましたら伺いできればと存じます。

野口教育長 学校管理課調整幹。

杉田学校管理課調整幹 冷房の使用につきましては、現在本来の運用では6月から10月まで、冷房についてはそれ以外にも28度を超えたときに冷房を入れてくださいということをお願いしています。また、省エネに配慮してご使用くださいということを私どもから提案させていただいております。

上原委員 学校保健安全法の中の学校環境衛生の基準に基づいてということで理解いたしました。

野口教育長 渡辺委員。

渡辺教育長職務代理者 教えていただきたいのですけれども、外壁改修工事請負契約は総合評価一般競争入札となっているのですけれども、空調設備の設置工事は一般入札になっているのですけれども、この違いを教えてください。

野口教育長 学校管理課調整幹。

杉田学校管理課調整幹 過去3年、エアコンは一般競争入札で実施しております。理由といたしましては、エアコンを設置するということに関して、専門的な技術は要らないだろうということで、通常、指名競争入札は4,000万以上が対象で、購入して設置するだけという作業ですので、外壁等は業者の専門的な技術等が必要なため総合評価を行っているのですが、エアコンに関してはそういった理由で総合評価はされておられません。

野口教育長 他の方はいかがですか。

山口委員。

山口委員 空調設備の事業者を見ると、大体同じ業者の方がそれぞれの入札をされていて、今回の入札されている業者は、それぞれ実績があるということで理解してよろしいのでしょうか。

野口教育長 学校管理課調整幹。

杉田学校管理課調整幹 今回、落札をいたしました株式会社ナカノヤ、株式会社桶新設備、株式会社協和設備、株式会社新興設備は、去年、一昨年とエアコン工事を実施しているのですが、新しい業者というのは加わっておりません。かなり慣れた業者と考えております。

野口教育長 他にございますか。よろしいですか。

〔発言する者なし〕

野口教育長 他になれば、以上を踏まえて進めてください。

◎教育長報告 「教育長専決第22号について」

野口教育長 続きまして、教育長報告「教育長専決第22号について」、学務課長から説明いたします。
学務課長。

菊池学務課長 それでは、専決第22号についてご報告をさせていただきます。

恐れ入りますが、会議要項の75ページをご覧ください。

専決第22号 議決事項の一部変更について(越谷市立小中一貫校整備PFI事業に係る特定事業契約の締結)の原案決定について。

議決事項の一部変更についての原案決定について、別紙のとおり専決処理する。

令和7年5月15日、越谷市教育委員会教育長。

次に、会議要項の77ページをお開きください。こちらは、令和7年6月定例市議会に越谷市長が提出する議案の原案でございます。

提案理由でございますが、越谷市立小中一貫校整備PFI事業に係る特定事業について、空調設備の仕様を変更する必要性が生じたこと等に伴い、契約金額を変更する必要があるため提案するものでございます。

本件につきましては、令和7年4月定例教育委員会会議においてご協議いただいた事項であり、その内容でございますが、当該契約は令和5年9月定例市議会の議決を経て整備を進めておりましたが、令和7年4月のフロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律の一部改正をされたことに伴い、エアコンの冷媒製造規制が設けられ、現行の冷媒を使用した機器が廃盤となります。そのため、規制に適合した冷媒機器に変更するため、変更契約を行うものでございます。

なお、契約金額につきましては148億2,963万626円から149億7,357万8,826円に変更いたします。

専決第22号についてのご報告は以上でございます。

野口教育長 ただいまの説明に対して、ご質問またはご意見等ございますか。

〔発言する者なし〕

野口教育長 なければ、この件については以上とします。

◎教育長報告 「教育長専決第23号について」

野口教育長 続きまして、教育長報告「教育長専決第23号について」、教育総務部長から説明いたします。

教育総務部長。

小泉教育総務部長 それでは、専決第23号について、ご報告をさせていただきます。

恐れ入りますが、会議要項の79ページをご覧ください。

専決第23号 令和7年度越谷市教育費補正予算の見積りについて、令和7年度越谷市教育費補正予算の見積りについて、別冊のとおり専決処理する。

令和7年5月15日、越谷市教育委員会教育長。

それでは、恐れ入りますが、別冊の令和7年度越谷市教育費補正予算総括表の3ページをお開きください。

今回、教育委員会に関連する補正予算につきましては、債務負担行為の変更のみとなっておりますので、その内容についてご説明いたします。

内容でございますが、小中一貫校整備運営費につきまして、専決第22号においてもご説明させていただきましたとおり、(仮称)蒲生学園の建設工事において、令和7年4月のフロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律の一部改正により、エアコンの冷媒製造規制が設けられたため、規制に適合した冷媒機器へ変更することに伴い、限度額を表のとおり変更するものでございます。

専決第23号に係る報告は以上でございます。

野口教育長 ただいまの説明に対して、ご質問またはご意見等はございますか。

[発言する者なし]

野口教育長 なければ、この件については以上とします。

◎第29号議案 「越谷市学校運営協議会委員の任命について」

野口教育長 続きまして、第29号議案「越谷市学校運営協議会委員の任命について」、指導課調整幹から説明いたします。

指導課調整幹。

二瓶指導課調整幹 それでは、第29号議案 越谷市学校運営協議会委員の任命について、ご説明いたします。

恐れ入りますが、会議要項の85ページをご覧ください。

第29号議案 越谷市学校運営協議会委員の任命について。

令和7年度越谷市学校運営協議会委員を次のとおり任命するものとする。

それでは、表に沿って選出区分、氏名、備考について申し上げます。また、任期は前任者の残任期間となり、令和8年3月31日まででございます。なお、敬称については省略させていただきます。

令和7年度東越谷小学校学校運営協議会委員。

3号委員、神代太一、PTA会長、新任。

令和7年5月22日提出、越谷市教育委員会教育長。

提案理由でございますが、越谷市立東越谷小学校の令和7年度学校運営協議会委員について、選出母体における令和7年度の役職改選等に伴い、高野浩幸氏の後任委員を任命する必要があるため、提案するものでございます。

続きまして、会議要項の86ページをご覧ください。

ご参考までに、今回ご提案させていただいた1名を加えた、令和7年5月22日現在の令和7年度東越谷小学校学校運営協議会委員名簿（案）を掲載させていただきましたので、ご参照いただきたいと存じます。

第29号議案についての説明は、以上でございます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

野口教育長 これより本案に対し質疑、討論を行います。

ご質問またはご意見等はございますか。よろしいですか。

〔発言する者なし〕

野口教育長 これより第29号議案を採決いたします。

本案は原案どおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と答える者あり〕

野口教育長 ご異議ないものと認め、本案は原案どおり可決いたしました。

◎第30号議案 「越谷市いじめ問題対策連絡協議会委員の委嘱又は任命について」

野口教育長 続きまして、第30号議案「越谷市いじめ問題対策連絡協議会委員の委嘱又は任命について」でございますが、教育長自己の一身上に関する内容の議案のため、私は一時退席いたします。

なお、本議案に係る議事進行につきましては、渡辺教育長職務代理者をお願いしたいと思っております。

渡辺教育長職務代理者、よろしくお願いいたします。

〔野口教育長退席〕

渡辺教育長職務代理者 それでは、教育長が退席の間、議事進行をさせていただきます。

第30号議案「越谷市いじめ問題対策連絡協議会委員の委嘱又は任命について」、指導課調整幹か

ら説明いたします。

指導課調整幹。

二瓶指導課調整幹 それでは、第30号議案 越谷市いじめ問題対策連絡協議会委員の委嘱又は任命についてご説明いたします。

恐れ入りますが、会議要項の87ページをご覧ください。

第30号議案 越谷市いじめ問題対策連絡協議会委員の委嘱又は任命について。

越谷市いじめ問題対策連絡協議会委員を次のとおり委嘱又は任命するものとする。

令和7年5月22日提出、越谷市教育委員会教育長。

提案理由でございますが、1号委員及び2号委員の任期満了並びに令和7年度の役職改正等に伴い、後任委員を委嘱又は任命する必要があるため提案するものでございます。

それでは、表に沿って選出区分、氏名、備考、任期の順に申し上げます。その際、敬称については省略をさせていただきます。

越谷市いじめ問題対策連絡協議会委員。

1号委員、野口京子、越谷市人権擁護委員協議会、令和9年6月14日まで、新任。

2号委員、滝本守、越谷市PTA連合会・理事、令和9年6月14日まで、再任。

3号委員、中村哲也、越谷市小学校校長会・千間台小学校長、在職期間中、新任。

5号委員、野口久男、越谷市教育委員会・教育長、在職期間中、新任。

6号委員、沼田孝司、越谷児童相談所・所長、在職期間中、新任。

7号委員、磯山貴則、越谷市・学校教育部長、在職期間中、新任。

恐れ入りますが、会議要項の88ページをご覧ください。

ご参考までに、今回ご提案させていただいた6名を加えた、令和7年5月22日現在の越谷市いじめ問題対策連絡協議会委員名簿（案）を掲載させていただきましたので、ご参照いただきたいと思います。

第30号議案についての説明は、以上でございます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

渡辺教育長職務代理者 これより本案に対し質疑、討論を行います。

ご質問またはご意見等はございますか。

上原委員。

上原委員 この協議会の開催回数、開催状況についてお伺いできればと思います。

渡辺教育長職務代理者 指導課調整幹。

二瓶指導課調整幹 開催回数は、年2回開催しており、7月と1月に開催している状況でございます。協議会では、本市におけるいじめ問題についての情報共有などを進めているところでございます。

渡辺教育長職務代理者 他にご意見ご質問等ございますか。

〔発言する者なし〕

渡辺教育長職務代理者 これより第30号議案を採決いたします。

本案は原案どおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と答える者あり〕

渡辺教育長職務代理者 ご異議ないものと認め、本案は原案どおり可決いたしました。

ここで、野口教育長に入室いただきます。なお、この後の議事進行につきましては、野口教育長にお戻しします。

〔野口教育長入室〕

◎第31号議案 「越谷市いじめ防止対策委員会委員の委嘱について」

野口教育長 続きまして、第31号議案「越谷市いじめ防止対策委員会委員の委嘱について」、指導課調整幹から説明いたします。

指導課調整幹。

二瓶指導課調整幹 それでは、第31号議案 越谷市いじめ防止対策委員会の委嘱についてご説明いたします。

恐れ入りますが、会議要項の89ページをご覧ください。

第31号議案 越谷市いじめ防止対策委員会の委嘱について。

越谷市いじめ防止対策委員会委員を次のとおり委嘱するものとする。

令和7年5月22日提出、越谷市教育委員会教育長。

提案理由でございますが、越谷市いじめ防止対策委員会委員が、令和7年6月14日をもって任期満了となるので、その後任委員を委嘱する必要があるため、提案するものでございます。

越谷市いじめ防止対策委員会につきましては、越谷市いじめ防止対策委員会条例第3条第1項の規定により、委員5人以内で組織するものとされております。

また、委員は、同条第2項の規定に基づき、法律、医学、心理、福祉等に関し専門的な知識及び経験を有する者となっております。

任期は、同条例第4条において2年と規定されており、今回委嘱させていただく委員の皆様方につきましては、令和7年6月15日から令和9年6月14日までとなります。

表については、氏名、備考、任期の順に掲載しております。

それでは、順に読み上げさせていただきますが、任期につきましては、新任、再任の別のみ読み上げさせていただきます。なお、敬称については省略をさせていただきます。

越谷市いじめ防止対策委員会委員。

河内智子、弁護士、再任。

永沼卓、医師、再任。

吉田孝祐、公認心理士、新任。

井上百合枝、社会福祉士、再任。

板垣明、元越谷市立中学校長、新任。

第31号議案についての説明は、以上でございます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

野口教育長 これより本案に対し質疑討論を行います。

ご質問またはご意見等はございますか。

山口委員。

山口委員 いじめ防止対策委員会の委員については、必要な要件などもあるということで、今説明を受けて理解しました。元越谷市立中学校長の先生がいらっしゃるのですけれども、どうしてもいじめ防止対策委員というのは、問題を解決するためのいろいろな過程も必要だと思うのですが、その一方で、加害児童、被害児童の今後の将来のことも考えながら解決していかなければいけないと思うのです。元校長先生が入るといえるのは教育的な配慮をする上では必要な人選と思うのですけれども、市町村によってはこのような退任された校長先生を入れないところもあると聞いております。

越谷市に関しては、今後も教育現場に携わってこられて、教育という視点からも意見を言ってもらえる委員を今後も選任としてお願いしていくつもりというのはあるのでしょうか。

野口教育長 指導課調整幹。

二瓶指導課調整幹 おっしゃるように、教育現場をよく知っている校長先生に入っていただくことの意義はとても大きいと考えております。本教育委員会としましては、引き続き教育現場の経験豊かな校長先生を務められた方に委員として入っていただくことについて、特に変更等は考えておりません。

野口教育長 上原委員。

上原委員 越谷市内で管理職をされていたということですから、今後対応する学校において関係する教員がいらないということも言えないのかなと思ったときに、公平性、中立性をどう担保していくのかというのが難しいのではないかなと考えたところもございまして、併せてその点についても伺いできればと思います。

野口教育長 指導課調整幹。

二瓶指導課調整幹 公平性、中立性という点を考えますと、関係があるであろう退職校長先生の場合につきましては、被害生徒側、保護者に確認をして、状況により外れていただくということもあります。その場合は4人で行ったりすることもあります。そのような形で公平性を担保するように努めているところでございます。

野口教育長 上原委員。

上原委員 家庭とか子どもに関しては、そういう担保できるかもしれませんが、今まで関わ

った教員が、恐らく長く越谷市で勤務されているとしたら、どこかしらお会いしている先生方がいたときに、この公平性、中立性というものがどこまで担保できるのかなというのも少し懸念されましたので、今ご質問させていただきました。

野口教育長 指導課調整幹。

二瓶指導課調整幹 現在のところ、重大事態調査を行うにあたって、今回の新任の委員の先生に確認したところ、特に関係する教員等はいないと聞いておりますが、今後そういった懸念もありますので、今いただきました懸念については、教育委員会としましてもこちら心に留めながら進めてまいりたいと思っております。

野口教育長 事案によっては公平性、中立性を担保できているかどうかを確認しながら進めていくということでご理解いただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

他にございますでしょうか。

渡辺委員。

渡辺教育長職務代理者 条例によると5人以内ということで人数は満たしているのですが、昨今のこのいじめ問題の重大事態を考えると、5人でいいのだろうかと思ったのですが、この辺はどのようにお考えでしょうか。

野口教育長 指導課調整幹。

二瓶指導課調整幹 人数につきまして、確かに重大事態調査も増えているところでございますが、現在の条例等に基づきますと、5人という組織についてはその条例を改正していかないと変えることできないので、今後、その人数につきましては、状況の推移を鑑みながら進めてまいりたいと思います。

野口教育長 渡辺委員。

渡辺教育長職務代理者 この条例ができたのが平成25年ということですし、昨今は重大事態が増えているので、やはり条例の改正も含めて検討する必要があるのかなと感じました。

野口教育長 指導課調整幹。

二瓶指導課調整幹 他市のいじめ重大事態調査委員、いじめ防止対策委員の状況も調査研究しながら、本市につきましてもこの人数が適正なのかどうかというのも調査研究を進めてまいりたいと思います。

野口教育長 他にございますか。よろしいですか。

〔発言する者なし〕

野口教育長 これより第31号議案を採決いたします。

本案は原案どおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と答える者あり〕

野口教育長 ご異議ないものと認め、本案は原案どおり可決いたしました。

◎協議事項 「令和7年度越谷市教育功労者等表彰式の日程等について」

野口教育長 続きまして、協議事項に入ります。「令和7年度越谷市教育功労者等表彰式の日程等について」、教育総務課長から説明いたします。

教育総務課長。

會田教育総務課長 それでは、令和7年度越谷市教育功労者等表彰式の日程等についてご説明いたします。

恐れ入りますが、会議要項の91ページをお開きください。

まず、日程につきましては、令和7年11月27日木曜日、午後3時30分からを予定しております。

次に、場所につきましては、昨年度と同様に、越谷市中央市民会館劇場にて開催したいと考えております。

また、(3)の表に過去5年間の開催状況を記載しておりますので、ご参照いただきたいと存じます。

なお、教育委員会会議につきましては、11月の定例会について表彰式と同じ日程で越谷市中央市民会館内の会議室にて実施したいと考えております。

また、表彰式の実施内容等でございますが、例年と同様に、受賞者への感謝の気持ちをより伝えることができるよう、表彰状を代表者だけではなくお一人おひとりに手渡しすることを想定しております。また、思い出に残るような表彰式とするため、アトラクションの実施や記念写真撮影ブースの設置など、実施内容について工夫し検討してまいります。

なお、受賞者の候補につきましては、越谷市教育委員会表彰規程及び越谷市教育委員会表彰規程実施要領に基づき、各小中学校をはじめ各種団体等からご推薦をいただき取りまとめを行った上で、後日、改めて事務局案として提案をさせていただきます。また、「児童生徒で、他の模範となるもの」の表彰につきましては、この表彰式ではなく、年度末に各学校において修了式等で行う予定となっております。

令和7年度越谷市教育功労者等表彰式の日程等についてのご説明は以上でございます。ご協議のほどよろしくお願い申し上げます。

野口教育長 これより協議に入ります。

ご質問またはご意見等はございますか。

〔発言する者なし〕

野口教育長 なければ、この件については以上といたします。

秘密会に入ります前に、次回の教育委員会会議の日時につきましては、6月26日木曜日、午前10時から教育委員会室で開催いたしたいと存じますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と答える者あり〕

野口教育長 では、そのようにいたしますので、よろしくお願いします。

◎閉会の宣告

野口教育長 それでは、本定例会に提出されました議事は終了いたしました。

これをもちまして閉会といたします。どうもありがとうございました。

(午前 11 時 14 分)

この会議のてん末記載に相違ないことを証するため、署名する。

教 育 長

野 口 久 男

委 員

渡 辺 律 子

委 員

山 口 文 平

委 員

足 立 夢 史

委 員

上 原 美 子

書 記

教育総務課調整幹

鈴木 理香